

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法が改正されます

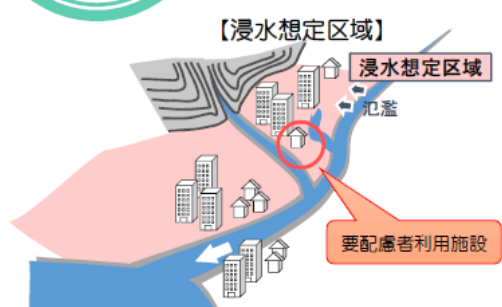
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

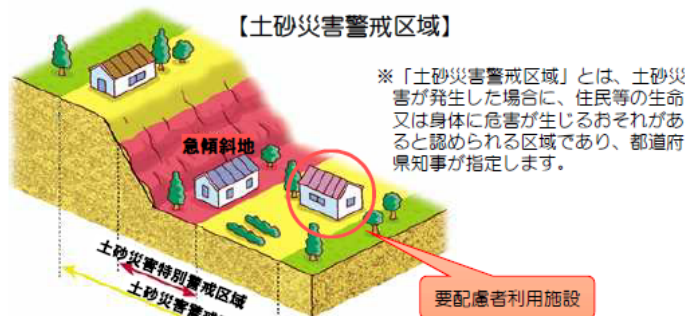
「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年5月19日に公布されました。これにより、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために「水防法」「土砂災害防止法」が改正されます。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となります。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設 とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

- (社会福祉施設)
 - ・老人福祉施設
 - ・有料老人ホーム
 - ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
 - ・身体障害者社会参加支援施設
 - ・障害者支援施設
 - ・地域活動支援センター
 - ・福祉ホーム
 - ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- (保護施設)
 - ・児童福祉施設
 - ・障害児通所支援事業の用に供する施設
 - ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
 - ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
 - ・子育て短期支援事業の用に供する施設
 - ・一時預かり事業の用に供する施設
 - ・児童相談所
 - ・母子健康包括支援センター 等
- (学校)
 - ・幼稚園
 - ・小学校
 - ・中学校
 - ・義務教育学校
 - ・高等学校
 - ・中等教育学校
 - ・特別支援学校
 - ・高等専門学校
 - ・専修学校(高等課程を置くもの) 等
- (医療施設)
 - ・病院
 - ・診療所
 - ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

※ 「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載いたしますので、計画作成の参考としてください。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

➢ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
➢ 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まり**ます。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表） URL：<http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

（H29.5.26）

令和3年水防法の改正

改正の概要

- R3の水防法の改正により、**浸水想定区域の要配慮者利用施設**の管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に加え、避難確保計画に基づく**避難訓練の結果の市町村長への報告が義務**となりました。
- 市町村長は、計画の作成又は訓練の結果の報告を受けたときは、管理者等に対し、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために**必要な助言又は勧告**をすることができます。

改正前(第15条の3)	改正後
要配慮者利用施設の義務 ・避難確保計画の作成(第1項) ・避難確保計画の市町村への報告(第2項) ・避難訓練の実施(第5項) ・自衛水防組織を設置(努力義務)(第6項) ・自衛水防組織を設置した際の報告(第7項)	要配慮者利用施設の義務 ・同左 ・(追加) 避難訓練の結果を市町村長へ報告 国HPIに参考様式あり
市町村の役割 ・計画未作成施設への必要な指示(第3項) ・指示に正当な理由なく従わなかった場合、その旨の公表(第4項)	市町村の役割 ・同左 ・(追加) 避難確保計画の作成又は訓練の結果の報告を受けたとき、必要な助言又は勧告

避難確保計画作成後の避難訓練について

実施時期

- 避難訓練は**出水期※前に行うことが望ましい**。
- ・原則として**年1回以上実施**
- ・訓練後は**速やかに訓練結果を各市町村へ報告**(訓練内容を分けて複数日で実施する場合は最後にまとめて報告可)

※集中豪雨(梅雨)、台風など洪水が起きやすい時期。6月～10月末頃。

国土交通省HP(資料3-1③)に参考様式があります。

訓練内容

- 施設の特性等を勘案して必要な訓練を検討。
- ・情報伝達訓練
- ・保護者等への引き渡し訓練
- ・職員の非常参集訓練 等

避難訓練には、要配慮者利用施設の管理者等の職員や利用者だけでなく、**利用者の家族や地域住民も参加することが望ましい**。

各施設・事業所におかれましては
避難訓練の実施・訓練結果の報告をお願いします。

土砂災害防止法の改正(要配慮者利用施設関連)

【土砂災害防止法の改正】

○平成29年6月19日施行(5月19日交付)

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は避難確保計画の
作成・避難訓練の実施の義務化(同法8条の2)

※市町村防災計画に定められた施設が対象
※避難確保計画はR3年度までの作成を目標
※避難訓練は毎年実施すること

○令和3年7月15日施行(5月10日交付)

市町村長に避難訓練の結果報告の義務化(同法8条の2第5項)

市町村長が施設に対して避難確保計画に関する助言・勧告できる制度を
創設(同法8条の2第6項)

■国土交通省ホームページ「要配慮者利用施設の水害対策」

自衛水防(企業防災)について(要配慮者利用施設の水害対策) - 国土交通省 Page 1 of 3

国土交通省

① 要配慮者利用施設の水害対策

要配慮者利用施設の水害対策

国土交通省が定める水害防止法における要配慮者利用施設(学校、児童福祉施設等の要配慮者利用施設)では、洪水発生等における被害を軽減し、避難の確保を図るため、避難確保計画の作成など、水害に備えた対応が必要となります。ここでは、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に役立つ情報を紹介しています。

全国の取り組み状況

要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況(令和2年10月31日現在)令和2年12月24日更新

- 水防法に基づき市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数 : 81,601
- うち 避難確保計画を作成済み施設の数 : 55,075
- 避難確保計画の作成状況(PDF:338KB)
- 市町村別の作成状況(PDF:168KB)

② 作成時に必ずチェック!

避難確保計画作成の手引き

- 計画作成にあたって(PDF:148KB)
- 解説編(PDF:8,278KB)
- 様式編
 - 社会福祉施設(Excel:844KB)
 - 学校(Excel:849KB)
 - 医療施設(Excel:849KB)
- 記載例
 - 社会福祉施設(PDF:1,328KB)
 - 学校(PDF:1,327KB)
 - 医療施設(PDF:1,328KB)
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について(YouTube:MLIT_channel)

解説編:手順を辿ることで計画作成が可能
各項目で先行事例や参照HPを紹介
様式編:必要事項を埋めるだけの簡易なひな型
YouTube:計画作成のポイントを動画で解説(全25分)

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jicuisubou/bousai-gensai-suibo... 2021/02/09

自衛水防(企業防災)について(要配慮者利用施設の水害対策) - 国土交通省 Page 2 of 3

お役立ち情報

水防法・土砂災害防止法の改正について

- ※新法適用後、市町村の担当者向け(PDF:413KB)
- ※要配慮者利用施設の管理者・所有者向け(PDF:413KB)
- ※水防法等に基づく取組状況(PDF:625KB)

【参考資料】
H28水防法の改正について
施設管理者の義務について

避難確保計画作成の参考資料

- ※水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画に係る自衛マニュアル(PDF:288KB)
- ※要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)(PDF:11,219KB)
- ※要配慮者利用施設における避難確保計画作成推進に向けた地方公共団体の取組事例集(PDF:3,615KB)
- ※要配慮者利用施設における水害からの避難の取組の進め方の事例集(PDF:1,094KB)

洪水時に想定される浸水深等が分かるサイト

- ※ハザードマップポータルサイト
- ※浸水深マップ

雨量・河川水位などの観測情報がリアルタイムに把握できるサイト

- ※川の防災情報

計画書プロジェクト

- ※避難確保計画作成協議会の概要(PDF:439KB)
- ※要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル(PDF:22,888KB)
- ＜活用ツール＞
 - 活用ツール①:講習会開催の案内文、送付資料等WORD(4,211KB)
 - 活用ツール②:講習会準備のチェックリストWORD(892KB)
 - 活用ツール③:説明資料フォーマット(基本方式版)Excel(1,173KB)
 - 活用ツール④:説明資料フォーマット(簡易方式版)Excel(2,145KB)
 - 活用ツール⑤:説明資料フォーマット(簡易方式版)Excel(2,145KB)
 - 活用ツール⑥:「ワールドカフェ」用資料集(策定)WORD(7,655KB)
 - 活用ツール⑦:避難確保計画チェックリストExcel(14,154KB)
 - 活用ツール⑧:避難訓練報告書様式WORD(2,263KB)
 - 活用ツール⑨:Q&A Excel(12,861KB)
 - 一括ダウンロード(PDF:108KB)
 - 以前のバージョンはこちら(PDF:3,776KB)
 - ※要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について

【参考資料】
計画作成の事例集
⇒先行して作成された事例を紹介
避難行動の検討の参考に。

成果事例集
⇒避難確保計画により被災時に安全な
避難に成功した事例を紹介

③ 避難確保計画に基づき
避難訓練の実施、結果の報告

避難訓練報告書様式
⇒市町村への訓練実施報告書の参考に。
※H28水防法の改正により避難訓練の報告
が義務となりました。

災害情報普及支援(全国の相談窓口)

国の河川(堤防・護岸)内の「災害情報普及支援室」において、事業者等の皆さまに対し、計画作成、訓練の実施等の技術的助言を行いますのでご利用ください。

※災害情報普及支援一覧

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jicuisubou/bousai-gensai-suibo... 2021/02/09